



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

2024年度介護報酬改定 審議報告を公表

～厚生労働省

厚生労働省は12月19日、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」を取りまとめ、公表した。12月11日と18日に開催した社会保障審議会介護給付費分科会で取りまとめに向けた議論を行い、委員の意見や要望を聞いたうえで修文を施した。

2024年度改定では、①地域包括ケアシステムの深化・推進、②自立支援・重度化防止に向けた対応、③良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、④制度の安定性・持続可能性の確保——を柱に、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、各サービスの報酬・基準の見直しを進める。

①では、認知症の人や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、▽医療と介護の連携の推進、▽質の高い公正中立なケアマネジメント、▽地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組み、▽看取りへの対応強化、▽感染症や災害への対応力向上、▽認知症の対応力向上などを進める。②では、高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨を踏まえ、▽リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取り組み、▽自立支援・重度化防止に係る取り組み、▽LIFEを活用した質の高い介護などを推進する。③では、介護人材が不足するなか、さらなる介護サービスの質の向上を図るため、▽介護職員の処遇改善、▽生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりなどに向けた取り組みを進める。④では、▽評価の適正化・重点化、▽報酬の整理・簡素化を図り、すべての世代にとって安心できる制度の構築をめざす。

審議報告では、今後の課題として、次期介護報酬改定までに検討を進めるべき事項も整理。検討に当たっては、LIFE等のデータや、介護報酬改定の効果検証・調査研究、介護事業経営実態調査などの各種調査・研究等を活用し、「実態をしっかりと把握することが必要である」としている。

2024年度介護報酬改定 +1.59%に決定

～政府

政府は12月20日、2024年度介護報酬の改定率をプラス1.59%とすることを正式決定した。武見敬三厚生労働大臣や鈴木俊一財務大臣らの大臣折衝で合意した。

1.59%の内訳は、介護職員の処遇改善分が0.98%(2024年6月施行)。残りの0.61%は「賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準」としている。また、介護施設には処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費や食費の基準費用額の増額によるプラス0.45%相当の増収が見込まれるとして、「合計するとプラス2.04%相当の改定となる」との試算を示した。

同時改定となる診療報酬、障害福祉サービス等報酬の改定率も決定した。診療報酬改定率は医療従事者の人件費に充てられる本体部分がプラス0.88%で、その内訳は看護職員や病院薬剤師などのベア分が0.61%、入院時の食費基準額の引き上げ分が0.06%など。薬価はマイナス1.0%で、診療報酬全体では0.12%のマイナス改定に。障害福祉サービス等報酬改定率はプラス1.12%となった。

介護報酬改定 4月と6月に分けて実施

～厚生労働省

厚生労働省は12月18日、「第236回社会保障審議会介護給付費分科会」を開催し、2024年度介護報酬改定に関する審議報告案について議論した。

このなかで厚労省は、介護報酬改定の施行時期について説明した。2024年度改定では施行時期を4月と6月にサービスごとに分けるというもので、医療機関と密接な関係がある居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの4つのサービスは6月施行にする方針を示した。

これについて、日本医師会常任理事の委員は「今回はトリプル改定。医療と介護、福祉の連携が叫ばれながら、改定時期の足並みが揃わず分断を生じる結果となったことは極めて残念」と批判。「(診療報酬改定が6月施行と決まった)8月から4カ月半、この年末時点まで決まらず、議論を深める機会もなかった」として、事務局に猛省を促した。そのうえで、「予測できない混乱が現場で起こることが考えられる。自治体と連携し相談窓口を設けるなど、手厚く丁寧な対応をしてほしい」「6年後の同時改定では足並みが揃うよう強く要望したい」と訴えた。これに対し、老健局長は「6年後は十分な準備をする。将来的には6月施行とすることも考えていきたい」と返答した。

診療報酬改定の施行時期については今年8月、ベンダーのシステム改修や医療現場の対応に要する集中的な業務負荷を考慮し、2024年度改定から6月施行へと見直されることが決定。これを受け、10月の介護給付費分科会で介護報酬改定の施行時期についても議論されたが、4月施行と6月施行に意見が分かれていた。

訪問介護の倒産が過去最多 業歴長い事業者の倒産増加

～株式会社東京商工リサーチ

株式会社東京商工リサーチは12月20日、今年の「訪問介護事業者」の倒産動向調査の結果を公表した。今回の調査では12月15日までの倒産を集計・分析。倒産件数は前年比10件増で60件に達し、2019年の58件を抜き、4年ぶりに過去最多を更新した。

原因別に見ると、「販売不振(売上不振)」の48件(前年比26.3%増)が最多で、全体の8割を占めた。次いで「その他(偶発的原因)」4件(同100%増)、「運転資金の欠乏」3件(前年0件)だった。資本金別では、「100万円以上500万円未満」が36件(前年比33.3%増)で最も多く、「500万円以上1,000万円未満」11件(同57.1%増)、「100万円未満」7件(前年同数)の順で、個人企業を含む資本金1,000万円未満が9割超(57件)を占めた。

業歴別(判明分)に見ると、業歴1～5年未満が18.3%(前年26.0%)と過去5年で最小になる一方で、10～20年未満が36.6%(同34.0%)、20年以上が15.0%(同10.0%)と、業歴を重ねてきた事業者の倒産が目立つ結果に。同社の分析では、人手不足と賃金上昇で若いヘルパー採用が困難になり、高齢化が進むヘルパーへの負担増加が、業歴の長い事業者における倒産増の一因との考えを示した。また、介護現場の移動に伴う負担やサービス提供時間の低下などの影響も大きいとした。

都道府県別では、大阪府の13件(前年8件)が最多で、次いで東京都と神奈川県がともに5件(同東京都3件、神奈川県10件)だった。

倒産増加の背景にはヘルパー不足と物価高、競争が重なったことがあると、同社は分析している。

ケアマネジャー試験 合格率は21%と前年を上回る

～厚生労働省

厚生労働省はこのほど、10月8日に行われた第26回介護支援専門員実務研修受講試験(令和5年度)の結果を公表した。

前年度は、受験者数が5万4,406人、合格者数が1万328人(合格率19.0%)だったのに対し、今年度は、受験者数が5万6,494人、合格者数が1万1,844人で、合格率は21.0%。受験者数が前年度比2,088人、合格者数が同1,516人と、ともに増加し、合格率は2ポイント上昇した。

都道府県別の合格者数は、東京都の1,162人が最多で、次いで大阪府の817人、神奈川県の798人、愛知県の627人、埼玉県の613人、兵庫県の555人の順だった。職種別の合格者数は、介護福祉士が7,389人(構成比率62.4%)、看護師・准看護師が1,925人(同16.3%)、社会福祉士が948人(同8.0%)、理学療法士が613人(同5.2%)などとなっている。

こども未来戦略 予算規模 3.6 兆円

～政府

政府は 12 月 11 日、「第 8 回こども未来戦略会議」を開催し、「こども未来戦略」の素案をまとめた。

若年世代が急減するとされている 2030 年代に入るまでのこれから 6～7 年が、少子化傾向を反転できるかのラストチャンスとし、今後 3 年間の集中的な取り組み「加速化プラン」を掲げてきたが、素案では具体的な施策を提示。「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」では、児童手当の所得制限撤廃や 2025 年度からの多子世帯を対象とした高等教育費無償化等を、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」では、時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設や「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づいた多様な居場所づくりの支援、虐待の未然防止等に向けたこども家庭センターの全国展開等を盛り込んだ。「共働き・共育での推進」では、両親ともに育休取得を促進させるため給付率を 80%に引き上げることや、労働者がフレックスタイム制やテレワーク、短時間勤務制度などから働き方を選べる「親と子のための選べる働き方制度(仮称)」の設立、時短勤務を選択しやすくする「育児時短就業給付(仮称)」の創設などを打ち出した。「加速化プラン」の予算規模については、今後数年の取り組み期間全体で 3 兆 6,000 億円程度(「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」1 兆 7,000 億円程度、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」1 兆 3,000 億円程度、「共働き・共育での推進」6,000 億円程度)を見込んでいる。既定予算の最大限の活用や歳出改革によって財源を確保するとし、増税は行わない方針だ。

感染症対策の実地研修 受付開始

～厚生労働省

厚生労働省は 12 月 7 日、「感染症対策のための実地での研修に係る令和 5 年度における募集について」を自治体等に事務連絡した(介護保険最新情報 Vol. 1188)。

感染症対策の研修については、これまでも介護保険サービスに従事する職員がサービスを提供する際に留意すべき感染予防策に係る研修教材を公開するとともに、感染症の専門家希望する施設等に派遣し、施設の感染症対策状況に関する助言や個人防護具の着脱方法などの内容を盛り込んだ研修を行ってきた。同事務連絡では、2023 年度における専門家による実地研修を希望する施設等を募集し、感染防止策を学ぶ機会としての活用を促している。

来年 2 月 20 日まで募集を行い、実施期間は 3 月 8 日まで。